

○広報基本計画 先催県との比較表

開催県	福井県(H30)	茨城県(H31)	鹿児島県(H32)	三重県(H33)	滋賀県(H36)
決定日	(平成23年6月 第2回常任委員会決定)	(平成25年7月 第3回常任委員会決定)	(平成26年11月 第4回常任委員会決定)	(平成26年3月 第3回常任委員会決定)	
名称	第73回国民体育大会 広報基本計画	第74回国民体育大会 広報基本計画	第75回国民体育大会 広報基本計画	第76回国民体育大会 広報基本計画	第79回国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 広報基本計画
趣旨	第73回国民体育大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。	第74回国民体育大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。	第75回国民体育大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。	第76回国民体育大会(以下、「大会」という。)の広報活動については、第76回国民体育大会広報基本方針に基づき、積極的かつ多様な広報活動を推進する。	第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会(以下「大会」と総称する。)に向けて、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。
目的				1 目的 大会の開催意義を広く周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民の積極的な参加を実現するとともに、三重県や国民体育大会の魅力を全国に発信することを目的とする。	1 目的 大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や大会の魅力を全国に発信することを目的とする。
実施主体とその役割				2 実施主体とその役割 (1)県は、先験的な広報活動を行うとともに、県内外へ向けて大会及び三重県の魅力発信する。 (2)市町は、それぞれの市町における地域の特性に応じた広報活動を行い、開催競技や地域の魅力を発信する。 (3)関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア等のさまざまな主体は、それぞれの活動の中で、その特性に応じた広報活動を行うとともに、必要に応じて県及び市町の広報活動に参加、協力する。	
愛称・スローガン	1 愛称・スローガン等による広報 大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。 (1)愛称・スローガン等の制定及び普及 (2)マスコットの制定及び普及 (2)イメージソングの制定及び普及	1 愛称・スローガン等による広報 大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。 (1)愛称・スローガン等の制定及び普及 (2)マスコットの制定及び普及 (3)イメージソングの制定及び普及	1 愛称・スローガン等による広報 大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。 (1)愛称・スローガン等の制定及び普及 (2)マスコットキャラクターの制定及び普及 (3)イメージソングの制定及び普及	3 広報のツール (1)愛称・スローガン等による広報 大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。 ①愛称・スローガン等制定及び普及 ②マスコットの制定及び普及 ③イメージソングの制定及び普及 など	2 広報の手法 (1)愛称・スローガン等による広報 大会を象徴する愛称・スローガン等を策定し、普及する。 ①愛称・スローガンの制定および普及 ②マスコットキャラクターの制定および普及 ③イメージソング・ダンス等の制定および普及
印刷物	2 印刷物による広報 各種印刷物の作成および既存の広報紙(誌)等を活用し、積極的な広報活動を展開する。 (1)広報紙(誌)の発行 (2)公式ポスターの作成 (3)ガイドブックの発行 (4)新聞、雑誌への記事掲載の働きかけ	2 印刷物による広報 各種印刷物の作成及び既存の広報紙等を活用し、積極的な広報活動を展開する。 (1)広報紙の発行 (2)ポスターの作成 (3)パンフレット等の作成 (4)各種ガイドブックの作成 (5)県、市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物(広報紙等)の活用	2 印刷物等による広報 各種印刷物の作成及び既存の広報紙等を活用し、積極的な広報活動を展開する。 (1)広報紙の発行 (2)ポスターの作成 (3)パンフレット、リーフレット等の作成 (4)各種ガイドブックの作成 (5)県、市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物(広報紙等)の活用 (6)広報グッズ等の作成	(4)各種広報物品による広報 各種広報物品の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。 ①広報誌の発行 ②ポスター、リーフレット、ちらし等の作成 ③新聞、雑誌への記事掲載の情報提供 ④広報グッズの作成 など	(2)各種広報物品による広報 各種広報物品の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。 ①大会広報誌の発行 ②ポスターの作成 ③パンフレット、リーフレット、ちらしの作成 ④広報グッズの作成 ⑤新聞、雑誌への記事掲載の情報提供 ⑥各種ガイドブックの作成
多様なメディア	3 多様なメディアによる広報 報道機関との連携を密にし、迅速かつ広域的な情報の伝達に努める。 また、インターネットなど多様なメディアを活用し、より効果的な広報活動の展開を図る。 (1)新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進 (2)県・市町の広報番組(ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ)の活用 (3)ホームページ等の活用 (4)個人がもつ情報端末の活用	3 多様なメディアによる広報 報道機関との連携を密にし、迅速かつ効果的な情報の伝達に努める。 また、インターネットなど多様なメディアを活用し、いばらきの魅力を効果的に全国に発信する。 (1)新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進 (2)県・市町村の広報活動(ラジオ、テレビ、インターネットテレビ)の活用 (3)インターネットや新たなメディアの活用	3 多様なメディアによる広報 報道機関との連携を密にし、迅速かつ広域的な情報の伝達に努める。 また、インターネットなど多様なメディアを活用し、より効果的な広報活動の展開を図る。 (1)新聞、テレビ、ラジオ等による広報活動の推進 (2)県・市町村の広報番組(テレビ、ラジオ)の活用 (3)専用ホームページの開設やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用	(3)多様なメディアによる広報 報道機関との連携及びインターネットなど多様なメディアにより、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。 ①新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進 ②県、市町の広報番組の活用 ③ホームページ、ソーシャルメディア等の活用 など	(3)多様なメディアによる広報 報道機関との連携およびインターネットなど多様なメディアにより、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。 ①新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進 ②県、市町の広報番組の活用 ③専用ホームページの開設やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、動画共有サイト等のソーシャルメディアの活用
イベント	4 イベントによる広報 大会開催までおよび大会開催後の節目において、啓発・体験イベントを開催するとともに、県民運動や各種催しと連携した広報活動を実施する。 (1)啓発・体験イベントの開催 (2)県民(市町民)運動および各種団体・企業等が実施する催しとの連携	4 イベントによる広報 大会開催までの節目における啓発イベントを開催するとともに、県民運動や各種イベントと連携した広報活動を実施する。 (1)啓発イベントの開催 (2)県民(市町村民)運動及び各種団体・企業等のイベントとの連携	4 イベント等による広報 大会開催までの節目において、啓発イベントを開催するとともに、県民運動や各種イベントと連携した広報啓発活動を実施する。 (1)啓発イベントの開催 (2)出前講座等の活用 (3)県民(市町村民)運動及び各種団体・企業等のイベントとの連携	(2)イベントによる広報 大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。 ①開催内定イベント、開催決定イベント等の開催 ②県や市町、各種団体等が主催する各種イベントにおけるPR活動等の実施 ③出前トークを利用した広報 など	(4)イベントによる広報 大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。 ①開催内定イベント、開催決定イベント等の開催 ②県や市町、各種団体等が主催するイベントにおけるPR活動等の実施 ③しがスポーツ大使の参加するイベントとのタイアップ ④「子ども・若者参画特別委員会(通称:ジュニア・ユースチーム)」との連携 ⑤出前講座を活用した広報

開催県	福井県(H30)	茨城県(H31)	鹿児島県(H32)	三重県(H33)	滋賀県(H36)
屋外広告物	5 屋外広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して国体開催の広報に努める。 (1) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置 (2) 横断幕、懸垂幕の設置 (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置	5 屋外広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して国体開催の広報に努める。 (1) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置 (2) 横断幕、懸垂幕等の設置 (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置	5 屋外等における広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報に努める。 (1) 広告塔、歓迎塔、歓迎アーチ等の設置 (2) 横断幕、懸垂幕等の設置 (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置	(5) 屋外広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して国体開催の広報に努める。 ① 広告塔、歓迎塔、カウントダウンボード、歓迎アーチ等の設置 ② のぼり、横断幕、懸垂幕の設置 など	(5) 屋外広告物による広報 広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報に努める。 ① のぼり、横断幕、懸垂幕の設置 ② 歓迎塔、歓迎アーチ等の設置 ③ 広報看板、カウントダウンボード等の設置
映像	6 映像による広報 県民の参加意識の高揚を図るため、広報ビデオ等を制作する。 (1) 国体先催県記録映像(DVD等)の貸出 (1) 広報用ビデオ等の制作および貸出	6 映像による広報 県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。 (1) 前回国体記録映像等(DVD等)の貸出 (2) 広報用映像(DVD等)の制作及び貸出	6 映像による広報 県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。 (1) 前回国体(太陽国体)記録映像、国体先催県記録映像(DVD等)の貸出及びホームページ上での公開 (2) 広報用映像(DVD等)の制作及び貸出		(6) 映像等による広報 県民の参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。 ① 先催県の大会映像等(DVD等)の貸出 ② 広報用映像の制作およびインターネット等での公開
記録映像	7 記録映像等の制作 (1) 記録映像(DVD等)の制作 (2) 記念写真集の制作	8 記録映像等の制作 大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。 (1) 大会記録映像(DVD等)の制作 (2) 大会記録写真集の制作	7 記録映像等の制作 大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。 (1) 大会記録映像(DVD等)の制作及びホームページ上での公開 (2) 大会記録写真集の制作	(6) 記録映像等の制作 大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。 ① 記録映像の制作 ② 記録写真集の制作 など	(7) 記録映像等の制作 大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。 ① 記録映像の制作 ② 記録写真集の制作
参加章	8 参加章等の作成 大会の開催を記念し、大会参加章や記念章等を作成する。	7 参加章等の作成 大会の開催を記念し、大会参加章や記念章等を作成する。 (1) 参加章、記念章等の作成 (2) 記念グッズ等の作成	8 参加章等の作成 大会の開催を記念し、大会参加章や記念章等を作成する。 (1) 参加章、記念章等の作成 (2) 記念グッズ等の作成		(8) 参加章等の作成 大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。
その他	9 その他広報 その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。	9 その他 大会の報道活動に関し、その円滑な運営を図るための機関として報道委員会を設置する。 その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。	9 その他 その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。 なお、大会開催時の報道活動に関し、その円滑な運営を図るため、報道機関による組織を別途設置する。	(7) その他広報 その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。	(9) その他広報 その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。
活動展開の指針				4 活動展開の考え方 (1) わかりやすい広報 各種ツールの作成やメディアの活用にあたっては、見る側、聞く側等、受け手に配慮した表現に努める。 (2) 媒体の特性に応じた広報 それぞれの広報媒体の強みを活かした広報に努める。 (3) 状況に応じた広報 発信する手法や時間、場所、タイミングに配慮した広報に努める。 (4) さまざまな主体との連携、協創 大会の広報は、みんなで取り組み、みんなで支えあうものとして、さまざまな主体の協力や支援のもとに展開する。 (5) 総合的な広報 大会後も多くの方々三重県を訪れていただけるよう、県のあらゆる魅力の発信に努める。 (6) 反映する広報 できる限り広聴の要素も含めた広報活動を心がけ、受け手の声を今後の広報活動や大会運営にも活かすよう努める。	3 活動展開の指針 (1) わかりやすい広報 見る側や聞く側など、受け手に配慮した、誰にでも伝わるわかりやすい広報に努める。 (2) 媒体の特性に応じた広報 それぞれの広報媒体の強みを活かした広報に努める。 (3) 状況に応じた広報 時間や場所、タイミングに配慮した広報を実施するとともに、その時々で最も効果的な広報媒体による情報発信に努める。 (4) さまざまな主体との連携、協働 県民総参加でつくる大会に向け、大会の広報についても、県内の多様な主体との連携・協働のもとに展開する。 (5) 募金活動との連携 募金活動における取組とも連携して広報活動を実施し、相乗的な効果を生み出せるように努める。 (6) 大会後につながる広報 大会に向けた広報はもちろん、大会終了後も多くの方々滋賀県を訪れていただけるよう、滋賀の持つ魅力の発信にも努める。 (7) 受け手の声を反映する広報 広報活動を実施する際に、できる限り受け手の声を取り入れ、今後の広報活動や大会運営にも活かすよう努める。
構成員の役割					4 構成員の役割 開催準備委員会の構成員は、各々の特性に応じた広報活動を行うとともに、互いに連携・協働しながら大会や滋賀の魅力発信するよう努める。
基本計画の進行管理					5 基本計画の進行管理 基本計画については、取組の進捗状況等を「広報・県民運動専門委員会」において毎年検証するとともに、必要があるときは、開催準備委員会の常任委員会の議決を経て変更する。